



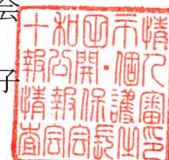
十情審答申第8号

令和2年1月21日

十和田市長 様

十和田市情報公開・個人情報保護審査会

会長 村田典子



十和田市情報公開条例第21条の規定に基づく諮問について（答申）

令和元年8月23日付け十市総第671号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

次に掲げる公文書の開示請求に係る公文書開示請求却下処分に対する審査請求についての諮問

- ① 平成31年2月22日付け（十市総第710号）の文書に係る発送・起案伺い及び決裁文書。
- ② 十和田市情報公開・個人情報保護審査会会長に係る最新の名簿。
- ③ 十和田市情報公開・個人情報保護審査会会長に係る、過去10年分の活動状況に係る文書。

答 申

第 1 審査会の結論

十和田市長が行った公文書開示請求却下処分は、妥当である。

第 2 審査請求に至る経過

1 開示請求

審査請求人は、平成31年3月8日、十和田市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の会長に対し、十和田市情報公開条例（平成17年十和田市条例第11号。以下「条例」という。）第7条の規定により、次に掲げる公文書の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

- (1) 平成31年2月22日付け（十市総第770号）の文書に係る発送・起案伺い及び決裁文書
- (2) 十和田市情報公開・個人情報保護審査会会長に係る最新名簿
- (3) 十和田市情報公開・個人情報保護審査会会長に係る、過去10年分の活動状況に係る文書

2 本件決定

十和田市長（以下「実施機関」という。）は、本件開示請求に対して、審査請求人の発送した文書の宛名が、「十和田市情報公開・個人情報保護審査会会長様」と記載されていたため、同審査会が、条例第2条第1項に規定する実施機関ではないことから、文書の宛名を実施機関である「十和田市長」に補正を求める文書（平成31年3月20日付け十市総第783号。以下「補正命令書」という。）を、平成31年3月28日を補正期限として、審査請求人に普通郵便にて発送した。

しかし、補正期限までに審査請求人から補正した本件開示請求に係る文書（以下「補正書」という。）が提出されなかったため、実施機関は、本件開示請求の却下を平成31年4月1日に決定し（以下「本件決定」という。）、その旨を平成

31年4月1日付け（十市総第11号）「公文書開示請求却下通知書により、審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、令和元年7月3日、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、本件却下処分を不服として、実施機関に対し審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

4 審査請求書の補正

実施機関は、本件審査請求に関して、審査請求人の本件開示請求の却下処分が不当であるとする理由が不明確であることから、これを具体的に明示することを求める補正命令書を令和元年7月18日付け（十市総第562号）で審査請求人に発送した。

審査請求人は、当該補正命令に対して、令和元年8月1日付けで、内容を補正した審査請求書を実施機関に提出した。

第3 審査請求人の主張

審査請求人の主張は、おおむね次のとおりである。

「公文書開示請求の補正について（平成31年3月20日付け十市総第783号）」及び「開示請求却下通知書（平成31年4月1日付け十市総第11号）」（以下「通知書等」という。）を平成31年4月8日に受領した。

通知書等を受け取る前に（補正期限内に）回答することはできない。

よって、本件決定は不当であり、取消しを求める。

第4 実施機関の主張

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

- (1) 民法（明治29年法律第89号）第97条は、隔地者に対する意思表示についての効力に関して定めており、その1項で「隔地者に対する意思表示は、その

相手方に到達した時からその効力を生ずる。」と規定している。

この「到達」の意味・内容については、「相手方によって直接受領され、又は了知されることを要するものではなく、意思表示又は通知を記載した書面が、それらの者のいわゆる支配圏内におかれることをもって足りる」（昭和43年12月17日最高裁判決）とされ、具体的には、郵便物が郵便受けに投函された時には、到達があったものと認められる（平成17年9月2日東京地裁判決など）ことが裁判例において示されている。

(2) 実施機関は、補正命令書を普通郵便により同日に発送したが、通常、十和田市役所から発送する市内の郵便物は、発送日の翌日、翌々日頃に配達されている状況であるとともに、当該書面の発送日から本件開示請求の補正の期限（平成31年3月28日）までの間において、十和田市役所から発送した郵便物が配達できなかった、あるいは配達に著しい遅れが生じたなどといった郵便局からの報告はない。

(3) 以上のような法の規定や裁判例、郵便事情に照らし合わせてみれば、補正命令書は平成31年3月21日、22日頃には審査請求人の支配圏内に置かれた状態となっており、その効力が発生しているものと言える。

また、審査請求人において、補正命令書を補正の期限後に受領せざるを得なかった具体的な事情は一切見られない。

以上のことから、本件却下処分を取り消すべき理由はなく、本件却下処分は適正になされた決定である。

第5 審査会の判断

1 基本的な考え方

条例は、その第1条にあるように、公文書の開示を請求する市民の権利を明らかにするとともに、公文書の開示に関し必要な事項を定め、もって市政に関し市民に説明する市の責務を全うされるようにすることにより、市政への市民

参加の促進と公正で開かれた市政の発展に資することを目的として制定されたものであり、その解釈及び運用に当たっては、その第4条に明記されているように、公文書の開示を請求する市民の権利を十分に尊重するものとするとしている。

よって、当審査会は、市政に関し市民に説明する市の責務を全うされるようにすることにより、市政への市民参加の促進と公正で開かれた市政の発展に資するという目的に照らし、実施機関の本件決定が妥当か否かについて判断するものである。

2 争点

審査請求人は、平成31年3月28日を補正期限とする補正命令書を平成31年4月8日に受領したことから、補正期限内に回答することはできない、と主張している。

実施機関は、通知書等を普通郵便にて発送したため、審査請求人にいつ配達されたかについての記録がないことから、審査請求人への到達日を確認することはできていない。

実施機関が審査請求人に対し普通郵便にて発送した通知書等について、郵便物の配達の遅延等が存在しないとき、実施機関からの通知書等が審査請求人に対し補正期限内に到達しているものとして取り扱うことについて、問題があったか否かが争点となる。

3 争点についての検討

(1) 当審査会における検討の方向性について

当審査会における上記の「2 争点」の検討に当たっては、まず、隔地者に対する意思表示又はこれに準ずべき通知の効力について検討したうえで、審査請求人の「補正期限内に回答はできない」とする主張に理由があるかどうかについて検討する。

(2) 隔地者間の意思表示又はこれに準ずべき通知の効力の発生時期について

民法第97条第1項は、隔地者に対する意思表示についての効力に関し、「隔地者に対する意思表示は、その通知が相手方に到達した時からその効力を生ずる。」と規定している。

そして「到達」の解釈について、最高裁昭33年（オ）第315号、同36年4月20日第一小法廷判決民集15巻4号では、「思うに、隔地者間の意思表示またはこれに準ずべき通知は、相手方に到達することによってその効力を生ずべきものであるところ、右にいう到達とは、相手方によってその効力を生ずべきものであるところ、右にいう到達とは、相手方によって直接受領され、または了知されることを要するものではなく、意思表示または通知を記載した書面が、それらの者のいわゆる支配圏内におかれたものをもって足りるものと解すべきである。」としている。

(3) 審査請求人が通知書等を受領した事実について

審査請求人は通知書等を「4月8日に受領した」としており、審査請求人は補正命令書を4月8日に直接受領した、と述べているものと考えられる。

実施機関によれば、補正命令書を発送した平成31年3月20日から本件開示請求の補正の期限（平成31年3月28日）までの間において、十和田市役所から発送した郵便物が配達できなかった、あるいは配達に著しい遅れが生じたなどといった郵便局からの報告はないとのことであり、そのような郵便事故に関する報道もなされていないことから、3月22日頃までには配達されているものと考えられる。つまり、通知書等は3月22日頃までには審査請求人の支配圏内におかれた、と考えられる。

よって、審査請求人は、補正命令書を補正期限内に受領し、3月28日までに補正書を提出することが可能であった。

(4) 審査請求人のやむを得ない理由の主張の有無について

なお、審査請求人が補正期限内に補正書を提出できなかったことについてやむを得ない理由があるときは、別途検討を要すると考えるところ、当審査

会は、審査請求人に対して口頭又は書面による反論の機会を与えているが、審査請求人の当審査会に対する反論等は一切なく、当審査会としては、やむを得ない理由について検討の余地もない。

(5) 争点の判断について

審査請求人は、補正命令書を補正期限内に受領し、3月28日までに補正書を提出することが可能であったことから、本件決定には何ら問題はなく、実施機関の却下処分は妥当なものである。

(6) 当審査会からの提案について

当審査会としては、今回の審査請求について、補正命令書を普通郵便にて郵送したことにより、審査請求人への到達日が不明確となっていることから、今後は、補正命令書（公文書開示請求の段階は除く。）以降の事務処理については、配達記録が残るような形で送付する必要があると考える。

4 結論

以上により、第1の記載のとおり、判断する。

第6 審査会の処理経過

年月日	審査の経過
令和元年8月23日	・ 実施機関から、諮問書の受理
令和元年9月2日	・ 実施機関に対して、公文書開示請求却下処分に係る理由説明書の提出依頼
令和元年9月13日	・ 実施機関から、公文書開示請求却下処分理由説明書の受理
令和元年9月18日	・ 審査請求人に対して、意見書等の提出依頼
令和元年10月30日	・ 審査請求人に対して、口頭での意見陳述申出書の提出照会

令和元年11月22日	・ 審議（令和元年度第4回審査会）
令和元年12月24日	・ 審議（令和元年度第5回審査会）
令和元年1月21日	・ 審議（令和元年度第6回審査会）

（参考）

十和田市情報公開・個人情報保護審査会委員名簿（五十音順）

氏名	役職名等	備考
芋田 一志	司法書士	会長職務代理者
田中 勝千	大学教授	
溝口 奈美子	商工団体女性会役員	
村田 典子	弁護士	会長
和島 市郎	税理士	